

事務連絡
令和4年7月8日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「検査促進枠」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

記

○ お盆期間中の検査体制の確保について

お盆期間中においては、無料検査事業の検査需要の増加が見込まれるところであり、期間中の帰省等を通じた感染拡大を防止する観点からも、出発前に検査を容易に受けられるよう体制の拡充を図る必要があります。

お盆期間に伴い休業する事業者もあることから、経済社会活動を行うに当たり必要な検査の提供が一部の地域で困難となることも想定されることです。

こうした点も踏まえ、都道府県におかれては、お盆期間中における検査需要を踏まえ、必要な検査が実施できる体制を確保できるよう、管内の実施事業者との調整を行っていただくようお願いいたします。また、管内の実施事業者に対しては、お盆期間の検査需要が増加し、直前期に検査キットの発注が集中する可能性が見込まれることから、7月のうちに必要な検査キットの発注を行うよう、呼びかけをお願いいたします。

【照会先】

(1) 検査促進枠について

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
企画調整担当 徳永・武田・出口・石本・高木・奥玉
西村・塚本・栃木・大澤・東浦
直通 03 (6257) 3086

(2) 臨時交付金全般について

内閣府地方創生推進室
臨時交付金担当 畑・中山・仙田・寺田・窪田・中村
反町・上坂
直通 03 (5501) 1752